

自書申告で正しくお早めに!

所得税確定申告・住民税申告 受付

申告受付期間 2月17日(月)～3月16日(月)

申告には、マイナンバーの記載と本人確認書類の確認が必要になります。必ず本人確認書類を持参してください。また、申告書の送付は行っておりません。

大字ごとに受付対象地区を設けますが、対象地区以外の住民の方の申告も受け付けることができますので、いつでも都合のよい日に申告会場にお越しください。

申告相談の日程と会場

月 日	受付時間	会 場	受付対象地区
2月17日(月)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室	安戸
18日(火)	午前9時30分～午後4時		安戸
19日(水)	午前9時30分～午後4時		安戸
20日(木)	午前9時30分～午後4時		御堂・奥沢
21日(金)	午前9時30分～午後4時		御堂・奥沢
25日(火)	午前9時30分～午後4時		御堂・奥沢
26日(水)	午前9時30分～午後4時		大内沢
27日(木)	午前9時30分～午後4時		大内沢
28日(金)	午前9時30分～午後4時		坂本
3月 2日(月)	午前9時30分～午後4時		坂本
3日(火)	午前9時30分～午後4時		皆谷・白石
4日(水)	午前9時30分～午後4時		皆谷・白石
5日(木)	午前9時30分～午後4時		○上記会場 都合が合わ なかった方
6日(金)	午前9時30分～午後4時		
9日(月)	午前9時30分～午後4時		
10日(火)	午前9時30分～午後4時		
11日(水)	午前9時30分～正午	※11日、12日、 13日は午前 みの受付です。	
12日(木)	午前9時30分～正午		
13日(金)	午前9時30分～正午		
16日(月)	午前9時30分～午後4時		

- ◆譲渡所得・住宅借入金等特別控除のある方は、売買契約書等のコピーが必要になりますので必要書類を事前に用意し、ご持参ください。必ず税務署または役場会場で申告してください。
- ◆社会保険料(国民年金)控除を受ける場合は、「控除証明書」または「領収証書」が必要です。
- ◆平成25年から令和19年までの各年分の所得税額に復興特別所得税(基準所得税額×2.1%)が加算されます。
- ◆給与収入もしくは公的年金の年金収入がある方で、その他の収入(営業、農業等)がある方はその金額の多寡にかかわらず住民税の申告が必要です。
- ◆本人確認書類とは、個人番号確認書類および身元確認書類です。
- ◆個人番号確認書類とは、マイナンバーカード、個人番号記載の住民票。身元確認書類とは、マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真真付の身元確認ができる書類、健康保険証等。

住民税の申告

令和2年1月1日現在、東秩父村に住所のある方で、平成13年4月1日以前に生まれた人(19才以上)は所得の有無にかかわらず申告をしていただくことになります。

ただし、収入が給与所得だけで勤務先から給与支払報告書が提出されている方、公的年金等の年金収入のみの方(年金収入が400万円を超える方を除く)、税務署に所得税の確定申告をする方は原則として申告の必要はありません。

なお、所得がない方も各種証明書の資料となりますので、申告していただきますようお願いいたします。

夫婦と税

《パートや内職などの税》

①パート収入

パート収入は通常給与所得になります。したがって、パートの年収が103万円以下ですと所得税はかかりませんし、配偶者控除を受けることもできます。

②内職などの収入

内職などの収入は、収入から必要経費を差し引いた残りが事業所得または雑所得になります。

ただし、次のいずれにも該当する方は、必要経費として65万円(収入金額が限度)を差し引くことができます。

◆家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人など、特定の人に対して継続して労務の提供をする方

◆事業所得および雑所得の必要経費と給与所得の収入金額の合計が65万円に満たない方

したがって、収入が内職だけの場合にはパート収入と同様に、年収が103万円以下ですと所得税はかかりませんし、配偶者控除を受けることもできます。

《配偶者特別控除》

配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が38万円を超え123万円以下(収入がパート収入のみであれば、収入金額が103万円を超え201万円以下)である場合に受けることができます。

控除額は、所得によって調整されますが、最高額は38万円です。ただし、納税者本人の合計所得金額が1000万円(給与収入で約1220万円)を超える年には受けることはできません。